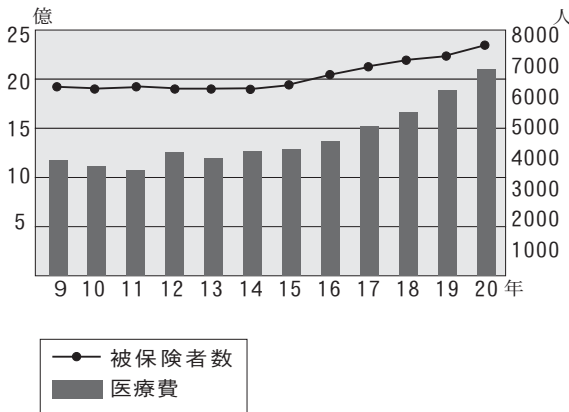


# 美幌町の 国保の状況

国民健康保険は、医療保険制度の中核として、大変重要な役割を果たしていますが、近年の急速な高齢化と医療の高度化、被保険者数の増加等により年々医療費は増加傾向にあります。

美幌町においても例外ではなく、入院医療費や高額医療費の増加により、急速に医療費が増嵩しており、17年度から18年度では約1億8千万円の増、18年度から19年度では約1億9千7百万円の増となっています。

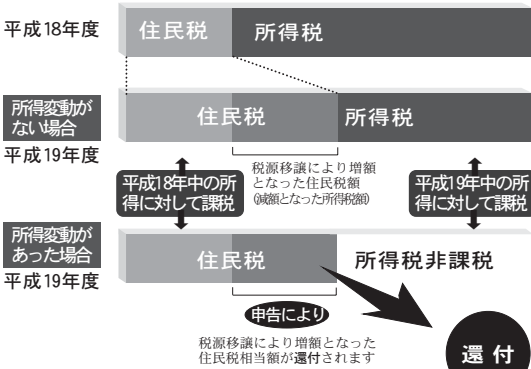
美幌町の国保医療費と被保険者数の推移



国民健康保険は、町が特別会計を設けて運営する制度で、一般の会計とは異なり、支出額に応じて収入額を確保しなければなりません。一般の会計の場合は、収入の見込みに応じて事業を組み、年度の途中で収入額に減少が予想されれば、事業を縮小又は中止して収支の均衡をはかることも可能ですが、国民健康保険の場合は、支出額は加入者の医療費に応じて変動するものであり、収入がないから医療費の支払いを抑えるということではできない性質を持っています。

年々増え続ける医療費に対し、美幌町国民健康保険では、平成13年度から7年間、基金を取り崩すなどをして、法改正に伴う限度額の改正のみにとどめ、税率は据え置いてきた状況です。

町では、厳しい国保財政の安定運営を図るため、医療費と国保資格の適正化を図る取り組みや、健康づくり、保険税の収納対策の強化を進め、財政の健全化を目指してまいりますので、今回の保険税改正(4～5ページ)につきまして、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



## 所得変動のモデルケース ～夫婦給与収入500万円の場合～

	平成18年度	平成19年度	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	↓ 還付されます！
住民税	130,000	227,000	
合計	350,000	350,000	

	平成19年度収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

平成19年に所得が減って  
所得税が課税されなくなった方

税源移譲に伴う税制改正により、住民税と所得税の税率が大きく変わり、ほとんどの方は所得税が減り、そのぶん住民税(町道民税)が増えるようになります。しかし、平成18年は収入があり所得税がかかっていた方が、退職などの理由により平成19年分の所得が大きく下がり、平成19年分の所得税がかからなくなった方については、所得税の税負担の軽減の影響を受けず、住民税の税負担の増加の影響のみを受けることになります。このため、退職や収入減などにより平成19年分の所得税がかからなくなった方については、すでに納付済みの平成19年度分の町道民税から還付されます。なお、還付を受けるには申告期間中に

- 申告をする必要がありますのでお忘れのないようご注意ください。
- 対象者 平成18年分は所得税が課税される程度の所得があったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した方が対象となります。
- 申告期間 7月1日(火)～31日(木)
- 申告場所
  - ・平成19年1月1日現在、美幌町にお住まいの方↓役場税務グループ(窓口⑧番)
  - ・それ以外の方↓平成19年1月1日現在の住所地の市区町村へ
- ※詳しくは、役場課税担当(内線226、227)まで